

# 優良品種の保護・活用に関する指針

令和 7 年 7 月 1 日

農林水産省

## 1. 本指針の目的・位置づけ

多収性、高温耐性等気候変動に対応した品種や市場価値の高い品種など生産者・消費者ニーズに対応した品種は農業の生産性・収益性の向上に不可欠であり、優良な品種を継続的に開発・普及していくことが重要である。また、こうした優良品種を農業者・産地全体の収益向上につなげていくためには、育成者権や商標権等の知的財産権を活用し、海外や産地外への流出を防止するとともに、産地化・ブランド化の取組を推進することが重要である。併せて、海外において、無断栽培を差止できるよう品種登録出願を推進することに加え、戦略的なライセンスにより、無断栽培の監視・侵害対応を行う体制を確立し抑止の実効性を高めるとともに、輸出と連携した周年供給の実現を通じた日本ブランドの市場拡大を推進していくことが適当である。その際、海外から品種の経済的価値に見合った許諾料を得るなど品種の利用者に応じた戦略的な許諾料を設定し、当該収入も利用して品種の管理・活用、差別化・ブランド化、更なる品種開発・産地への導入につなげる「知的財産サイクル」の確立を推進することで、農業者の所得向上と国内生産基盤の強化、食料安全保障につなげていく必要がある（別紙）。

こうした『優良品種の保護・活用のあるべき姿』の実現に向け、公的機関等の育成者権者による優良品種の取扱いの検討に資するよう、本指針を定める。

## 2. 本指針の対象

我が国優良品種の開発は、民間の主体だけでなく公的機関においても行われている。他方、ビジネスとして行う種苗会社等の民間の主体と異なり、農業現場への普及を目的とする公的機関にあっては、その保護・活用を通じ、新たな品種開発につなげる意識と実践が特に重要である。本指針では、それらを考慮しつつ、主に公的機関の育成した新品種の保護・活用を対象とする。なお、既に流通している品種についても、その流通・利用実態を踏まえ、対応可能な部分について必要に応じて本指針の考え方を取り入れることも検討する。

## 3. 優良品種の保護・活用の指針

### (1) 品種の管理・活用の基本方針の樹立

#### ① 品種の管理・活用の基本方針

品種育成者は、当該品種の栽培性、将来における国内外での市場性等を評価する枠組みを整備し、その評価結果に応じ、費用対効果も踏まえ、当該品種毎に知的財産権の取得や品種の管理・活用方針を検討し、決定する。

#### ② 知的財産権の取得・活用

##### ア) 国内における品種登録

- ・ 品種育成者は、F 1 品種など戦略的に登録を選択しない場合を除き、一般流通を見

込む品種については、原則として品種登録出願を行う。品種登録に当たっては、海外流出防止のため、「海外持出制限（指定国なし）」を設定することを基本とする。

- ・産地化を進める場合には、産地外への流出防止の実効性を高めるため、必要に応じ、「栽培地域制限」を設定・活用する。
- ・品種登録後の品種は、種苗の利用状況、許諾料等の収入と登録の維持・管理コストのバランス等を踏まえ、定期的に品種登録維持の可否を判断する。

#### イ) 海外への品種登録

- ・品種育成者は、当該品種の流出リスク、将来における輸出・海外ライセンスの可能性に応じて海外出願の可否を判断する。
- ・具体的には、
  - ✓流出リスクがある品種にあつては、過去に流出した品種は海外出願を行っていないか、  
ったために無断栽培を抑止できないという教訓を参考に、流出リスクが高い国に出願する。
  - ✓将来における輸出・海外ライセンスが想定される品種にあつては、流出リスクが高い国、ライセンス生産を行う可能性のある国に加え、無断栽培された収穫物の輸入・販売を差止できるよう輸出・販売ターゲット国においても品種登録出願又は商標登録出願を行うことを検討する。
- ・この場合の流出リスクについては、例えば、増殖・栽培の難易度、当該品種についての国内における栽培性・市場性等の評価、海外市場における既存の日本品種・品目の評価等を踏まえて判断する。
- ・これらの判断は、品種の新規性が喪失するまでの期間内（永年性植物は譲渡開始から6年以内、その他は4年以内）に行う。この期間に判断できない場合には、流出、輸出、海外ライセンスが将来生じ得るという前提で対応を検討する。
- ・以上の考え方をもとに、公的機関等においては、特に栄養繁殖性植物について海外出願の可否の判断の考え方を整備し、これに従って海外出願を行うことを基本とする。また、品種登録又は商標登録後は、費用対効果を踏まえ、これらの維持の可否を判断する。

#### ウ) 商標権など他の知的財産権の取得・活用

- ・品種育成者又はその関係者は、市場性が高い品種を中心に流通名やロゴで商標権を取得し、ブランド化の推進や模倣品の流通の防止を図る、栽培技術・ノウハウ等の有用情報を営業秘密として管理するなど、各知的財産の特徴を活かした複層的な保護を行うことを検討する。
- ・特に、商標権は、半永久的に維持することができ、ブランド管理にも有効であるため、育成者権と併せて品種育成者又はその関係者が取得することも検討する。その際、登録品種の名称は商標として登録できないことに留意し、系統番号などブランド名と別の名称等で品種登録することも検討する。

## (2) 品種登録前の管理

品種登録前の無断利用には育成者権に基づく差止請求ができないため、品種育成者は、当該育成系統の厳格な管理を行う。他方、産地振興の観点から新品種を農業現場で評価すること、早期普及を図ることも極めて重要であるため、品種登録前に品種育成者の試験場外で当該育成系統を増殖・栽培する際には厳格な管理を行う。

### ①試験場内における管理

- ・品種育成者は、育種ほ場の立札の表記は系統を記号・番号等にするなど、外部から識別ができないよう留意する。
- ・育種ほ場は関係者以外の者を立入禁止とし、外部視察等も制限する。やむを得ず外部視察が入る際は管理者の立会いのもと対応し、撮影は禁止する。

### ②試験場外で試験栽培を行う場合の管理

- ・品種育成者は、農家ほ場で試験を実施する場合は、秘密を保持できる者に限定して委託する。
- ・上記試験を実施する当事者間において栽培地、試験規模、試験期間等を定めた試験実施計画を策定・合意して実施するとともに、実施状況の報告を求める。また、秘密の保持、種苗・収穫物の譲渡禁止、適切なほ場管理、計画の無断変更禁止、試験終了後は種苗等を廃棄することを基本とする旨等を盛り込んだ契約を締結する。
- ・種苗が流出した場合には、受託者をして直ちに委託者に報告させ、委託者と協力して流出拡大防止措置を取らせる。こうした事態に備え、受託者の責に帰すべき事由によるならば契約解除及び違約金請求を可能とする条項も契約に盛り込むことも検討する。

### ③加工適性や食味試験などを行う場合の管理

- ・品種育成者は、新品種の流出防止のため、評価者を限定し、評価者には秘密の保持、種苗・収穫物等の譲渡禁止、評価終了後の廃棄を誓約させる。

### ④種苗を一般流通させる場合の管理

- ・品種育成者は、登録前に、自身の管理下にはないほ場で種苗の増殖や普及を開始する場合、開始時期は少なくとも出願公表後とし、種苗の利用者を限定・特定し、厳格な契約を結び、流出防止措置を講じる。その際、種苗を増殖委託とすることも有効。
- ・品種育成者又は普及産地の自治体等は、種苗業者、収穫物生産者、普及員、JA など種苗を取り扱う幅広い関係者を対象に研修を行い、種苗の無断増殖、第三者への譲渡禁止等の旨を周知・遵守させる。

### ⑤品種育成・栽培技術に係る情報管理

- ・品種育成者は、新品種の育成・栽培技術等の有用情報を海外から閲覧できないよう、ホームページに海外等からのアクセス制限を設けるほか、例えば、PDF の文章を図形化し翻訳しづらくする等の対応も検討する。

## (3) 品種登録後の管理・活用

### ①許諾管理

- ・種苗を不特定多数に流通させることは、海外への流出リスクを増大させる。このため、公的機関等の育成者権者は、特に、流出・侵害リスクが高い果樹等の栄養繁殖性植物については、国内農業振興を目的に開発した品種について、農業利用を基本とするなど政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行う。
- ・その際、当該品種の栽培性・将来における国内外の市場性等の評価をもとに、費用対効果も踏まえ、当該品種の位置づけに応じた許諾管理を行う。また、普及初期は厳格な管理により流出防止を徹底しつつ先行者利益を確保し、一定程度普及した後には必要に応じ管理水準を緩和しつつ普及範囲を拡大し、市場拡大や許諾料収入等を通じ産地全体の所得の最大化を図るとともに、育成者権の存続期間満了前に新品種に切り替えることを目指すなど『品種のライフサイクル』を考慮することも重要である。

#### ⅰ) 契約で定める基本的な事項

種苗の流通先を農業利用など政策目的に適った利用に限定することを基本とし、非農業利用など政策目的外の利用の防止に向け、以下を定める。

- ・育成者権者と種苗業者との許諾契約において、種苗販売先を『収穫物を生産する者に限定』、『不特定多数の者が購入し得る量販店やインターネットサイト等への販売禁止』などの条件を付す。ただし、種苗の安定供給等のために必要な場合には、育成者権者が許諾契約を締結した種苗業者間の融通は可能とする。
- ・種苗業者から収穫物生産者に種苗を販売する際に、購入条件として『無断増殖の禁止、第三者への譲渡禁止』を設定する。

#### ⅱ) 特に優良な品種を厳格に管理する場合に追加的に定める事項

- ・将来における国内外の市場性が特に高い優良品種について、より厳格に流出防止を図る場合には、余剰種苗の発生を抑制する措置、種苗業者や購入者に付した契約条件の遵守を確保するための措置を講じる。
- ・余剰種苗の発生抑制に向けては、収穫物生産者から種苗業者等への種苗の注文を『予約（契約）生産』とし、種苗業者等に対して余剰種苗の適切な取扱いを義務付けるとともに、収穫物生産者に対して剪定枝の適切な管理の実施を義務付けることが望ましい。
- ・契約条件の遵守の確保に向けては、種苗の流通・栽培状況の把握・管理をする。具体的には、育成者権者から種苗の利用許諾先に対し、種苗業者における増殖本数、種苗購入先の住所・氏名、譲渡本数の報告を求めるなど、種苗購入先を特定・把握するとともに、農業利用に限定する場合にはそれを担保できるよう、種苗購入者に植栽ほ場の住所の記入を求めることも有効。
- ・より厳格な管理を行う場合には、種苗業者に対し、「種苗の増殖・販売許諾」ではなく「種苗の増殖委託」とし、種苗の所有権を育成者権者に留保することも有効。

### iii) 優良品種を活用した産地化・ブランド化

- ・優良品種を活用した産地化・ブランド化により産地全体の所得向上を図るためには、例えば、以下のように、出荷条件をコントロールし収穫物の品質を管理する取組が有効。

- ✓育成者権者又はその関係者は、商標も活用し、例えば、一定の規格基準を満たした収穫物とそれ以外のものを別名称で販売する等によりブランド管理を図る取組。

- ✓育成者権者から収穫物の集荷・販売業者に種苗の増殖・販売を許諾し、当該業者から特定の JA や生産者に『第三者への譲渡禁止』と併せて『収穫物のお荷条件』を付して種苗を販売する取組。

- ✓特に優良な品種のブランド管理の選択肢の1つとして、育成者権者等から収穫物生産者に苗木をリースする取組も有効。リース方式の場合、収穫物生産段階にも育成者権が及ぶため、収穫物の品質・出荷時期・数量等のコントロールによりブランド管理をしやすく、また、万が一リース先の収穫物生産者以外に苗木が譲渡された場合においても第三者による種苗の利用を差止めるなど、より実効的な流出防止が可能となる。また、収穫物生産者にとっても苗木代の初期投資が抑制できるなどのメリットがある。他方、売買とは異なり、契約関係が一定期間維持されるなど従来の慣行と異なる。このため、費用対効果を踏まえつつ、地域における合意形成の下に導入を検討する。

※苗木リース方式については、優良品種の管理・活用のあり方等に関する検討会の中間報告において、「苗木リース方式を望む者が円滑な導入を行うことができるよう、苗木リース方式の円滑な導入に向けた法的環境の整備を進めるべき」とされている。

- ・さらに、育成者権者は、優良品種を活用し、「海外ライセンス指針（令和5年12月）」に即した戦略的な海外ライセンスを行うことにより、輸出と競合しない形でロイヤルティを得て、知的財産の保護・管理、産地化・ブランド化、新たな品種開発・産地への導入に投資することも検討する。

こうした管理・活用の典型的なモデルは別紙とおり。

### ②知的財産意識・管理能力の高い種苗業者への許諾

育成者権者は、特に流出・侵害リスクの高い果樹等の栄養繁殖性植物については、優良品種の種苗の増殖・販売等を、過去からの信頼や実績を踏まえつつ、知的財産への意識や種苗管理の実務に関する知見・能力が高く、流出・侵害防止に向けた種苗管理を実践する者に許諾することが望ましい。具体的には、国が提供する『種苗管理プログラム』の受講修了や以下のような管理の実施について、品種毎の管理方針や各産地の実態も踏まえつつ、許諾要件に設定することも有効である。

(ア) ほ場における適切な種苗管理（外部から品種識別ができないようにする措置の実施等）

- (イ) 従業員の適切な指導・管理（人員配置の工夫、種苗制度や登録品種の取扱いに関する教育、種苗の持ち出し禁止や秘密保持等について定めた契約の締結等）
- (ウ) 販売先に対する購入目的の確認、登録品種の種苗の取扱いや制度の説明及び住所・氏名・ほ場住所の記録・帳簿管理、育成者権侵害行為を把握した場合の育成者権者への通報義務等

### ③種苗の流出防止に向けた関係者への啓発

- i) 育成者権者又は普及産地の自治体等は、種苗業者、収穫物生産者、普及員、JAなど種苗を取扱う幅広い関係者に研修を行う等により、種苗の無断増殖、第三者への譲渡禁止等の契約事項の遵守を啓発する。
- ii) 試験研究目的の種苗の利用には育成者権が及ばないが、目的外の利用が行われないよう、育成者権者は、可能な場合には、利用先との間で、第三者への譲渡禁止、試験終了後の種苗及び植物体の廃棄等を定めた契約を締結することが望ましい。

### (4) 監視・侵害対応の実施

育成者権者は、育成品種の無断増殖・無断販売等の状況を監視し、侵害発見時には権利行使することで、流出・侵害の抑止に努める。

### (5) 品種の開発・保護・活用サイクルの確立に向けた戦略的な許諾料の設定

優良品種を将来にわたって持続的に開発・産地へ導入し、農業者・産地全体でそのメリットを享受できるようにしていくためには、本来、品種の経済的価値に見合った許諾料を徴収し、育種コストや品種の保護・管理コスト、産地化・ブランド化に必要なコストに充てていくことが不可欠。

このため、品種の利用者に応じた戦略的な許諾料の設定を検討すべきである。公費により品種開発費を賄うことができる公的機関にあっても、品種開発の持続性を確保していく上でこうした視点は重要であり、例えば、海外向け等政策対象外の者向けには品種の経済的な価値に見合った水準とする一方、政策対象者である農業者向けには農業振興に資する観点で許諾料を設定することも一案である。

こうした戦略的な許諾料の設定により、現状の低廉な許諾料水準をもとに算定される育成者権侵害を受けた際の損害賠償額について、品種本来の価値に応じた額で算定することができるようになる。

### 【利用者に応じた公的機関育成品種の戦略的な許諾料設定の例(果樹)】

#### ①政策対象外の者向けの許諾料額・料率を、品種の経済的価値に見合った水準に設定

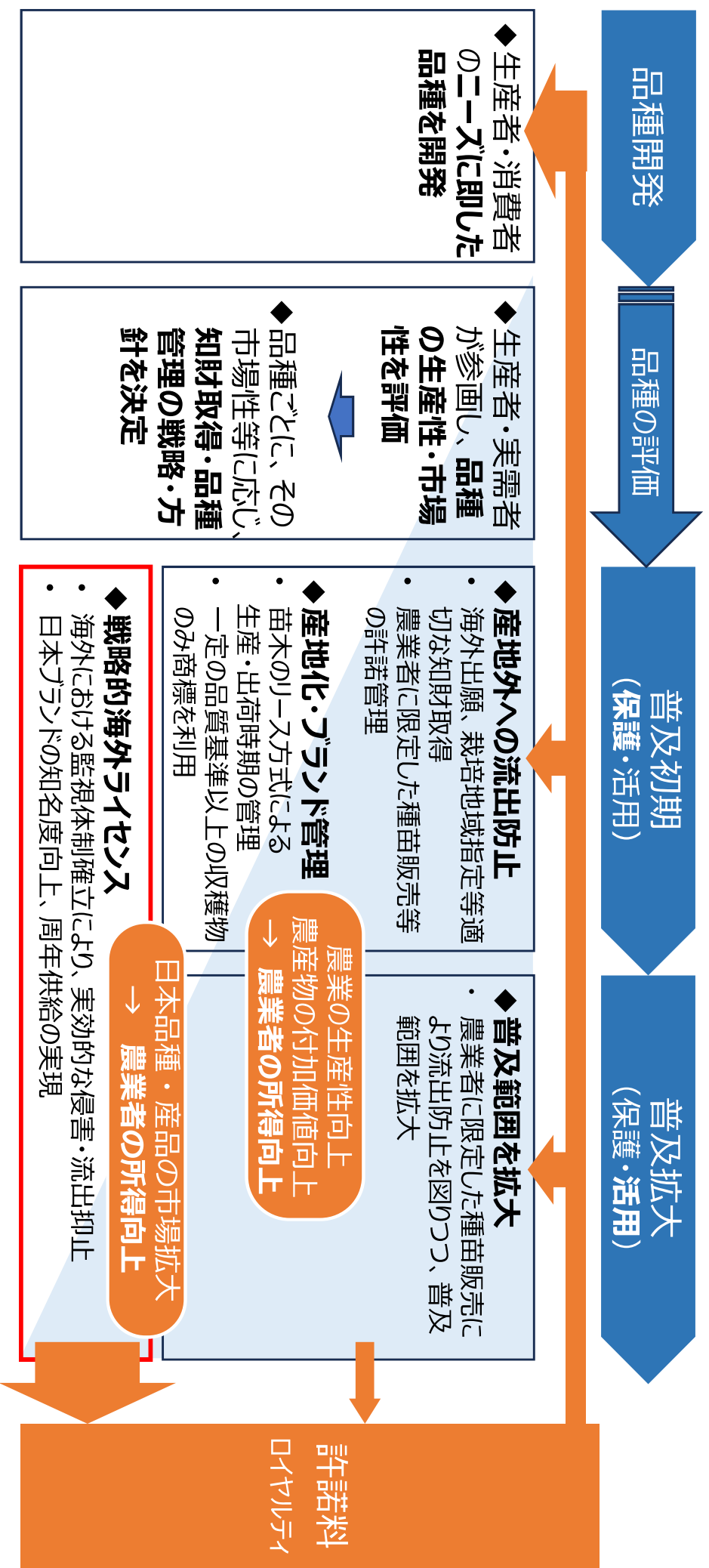
海外向け等政策対象外の者向けは、品種の経済的価値に見合う水準とする。  
許諾料は、一年生作物では種苗販売代金の一部として定率又は定額で徴収されているが、果樹では苗木販売時にのみ、苗木代の一部として定率又は定額で徴収することが一般的であるが、果樹では基本的に一度苗木を植えると数年～数十年改植されない一方毎年収穫物から利益が得られるため、収穫物の生産量や販売額をベースに毎年定率・定

額で徴収することも検討する。

**②農業利用向けには、国内農業振興に資する水準に設定**

政策対象である国内農業者向けには、引き続き、営農に支障がない水準に設定することで国内農業振興に資する。その際、産地づくりと知的財産サイクルの確立を推進するため、特定の地域とその他の地域とで許諾料水準に差を設けることも有効。

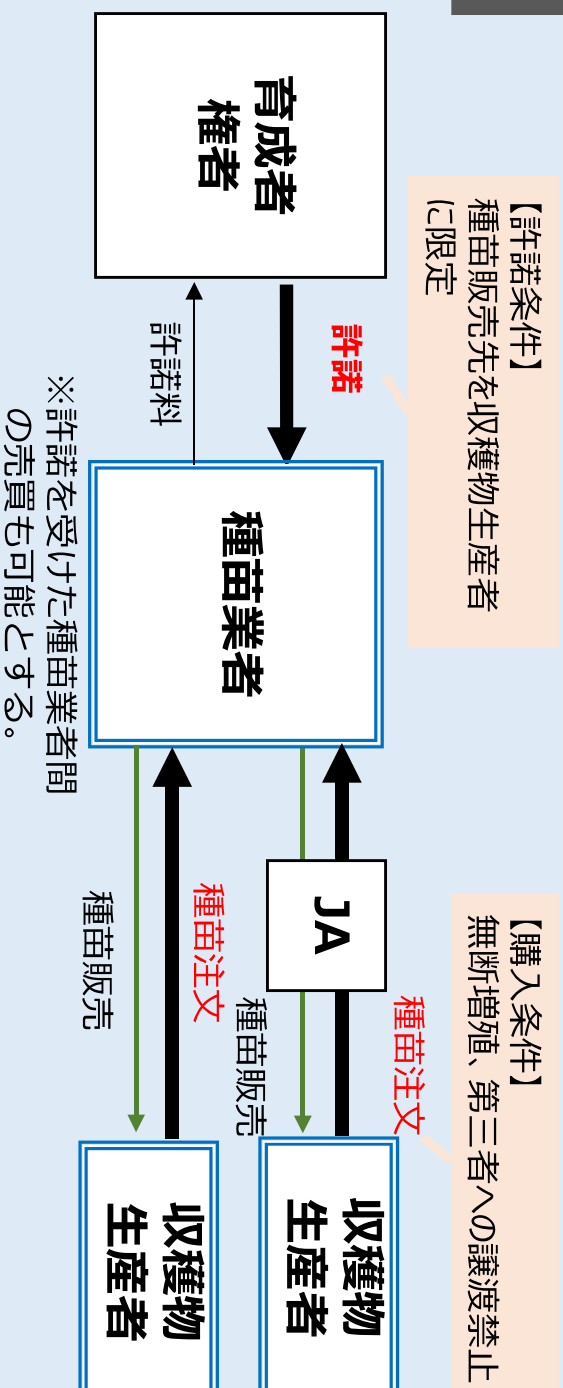
- 知財サイクル（イメージ） —



## 品種登録後の優良品種の許諾管理

- ✓ 農業振興を目的に公的機関等が開発した品種は、農業利用など政策目的に適った利用に限定した種苗管理を行うことを基本。
- ✓ 管理の水準については、品種の市場性、栽培性等をもとに**その実益とコストの費用対効果を踏まえる**とともに、普及開始当初は厳格に管理し一定程度普及した後には必要に応じて緩和するなど**品種のライフサイクルを考慮**。

### モデル1



#### —優良品種を厳格に管理する場合の追加的事項—

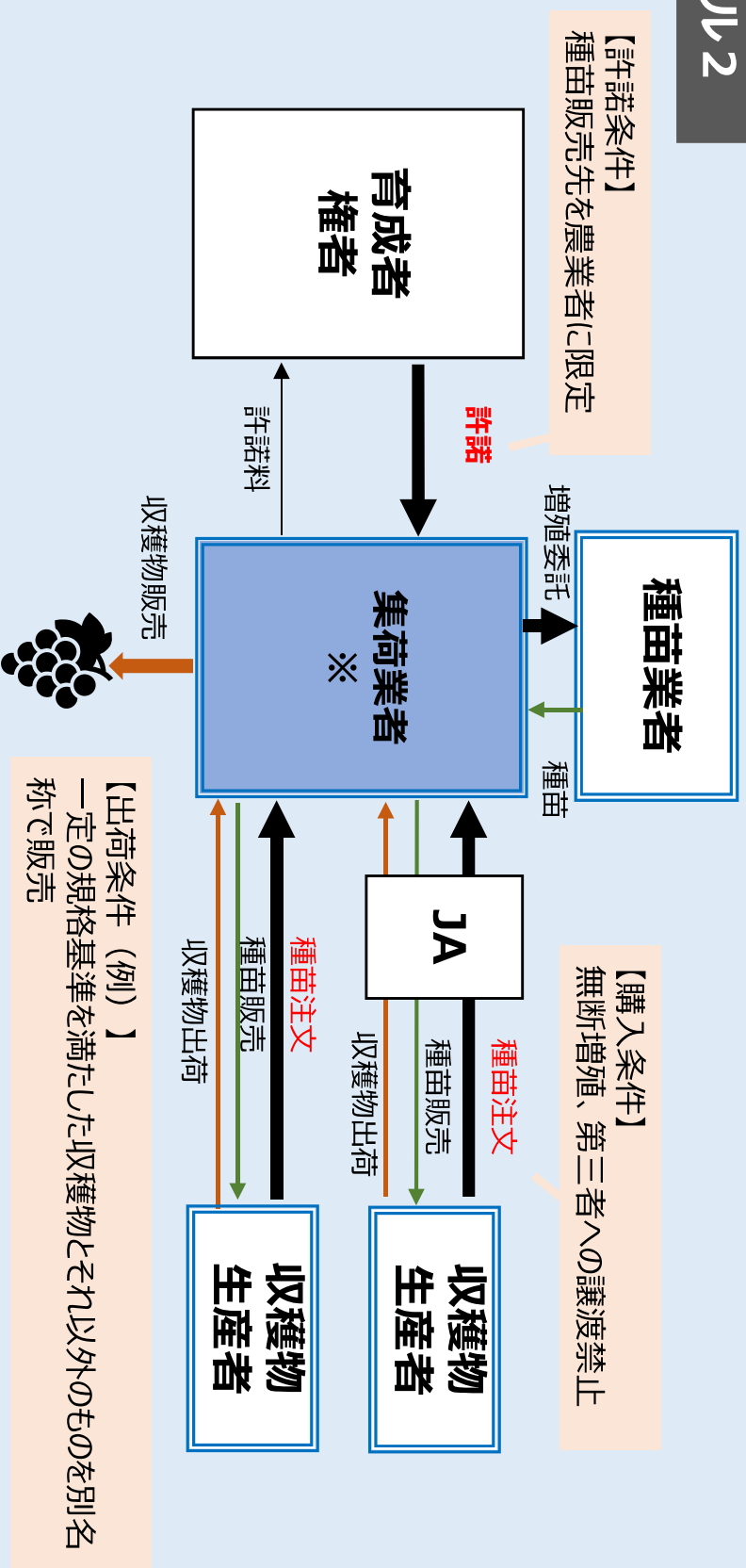
- ✓ 収穫物生産者からの種苗注文を予約制（契約生産）とし、収穫物生産者に剪定枝の適切な管理や、種苗業者等に余剰種苗の適切な管理を義務付けることで、余剰種苗の流出を抑止
- ✓ 育成者権者による種苗の流通・栽培状況（種苗業者及び種苗購入者の住所・氏名、栽培・譲渡本数）の把握・管理

# 品種登録後の優良品種の許諾管理

優良品種を活用した産地化・ブランド化の取組により、産地全体の所得向上を図るため、収穫物の品質管理ができるよう出荷条件をコントロールする以下のような取組が有効。

- ① 一定の規格基準を満たした収穫物とそれ以外のものを別名称で販売する等によりブランド管理を図る取組
- ② 権利者から集荷・販売業者に種苗の増殖・販売を許諾し、許諾条件に応じて、当該業者からJAや生産者に『第三者への譲渡禁止』と併せて『収穫物の出荷条件』を付して種苗を販売する取組

## モデル2



※JAが集荷業者の場合もあり得る